

診療情報の開示について

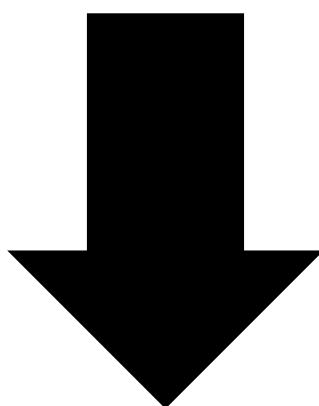
問 患者の代理人が当該患者のカルテの開示を申請することは可能か。また、診断書の発行を申請する場合はどうか。

(答)

カルテは個人情報であり、カルテの開示の申請及び開示されたカルテの受領は患者本人によることが原則ですが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第32条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第11条の規定により、患者の代理人による申請・受領も可能です。

その際は、代理人が未成年及び成年被後見人の法定代理人である場合を除き、患者本人がカルテの開示に係る請求・受領を代理人に委託し、当該代理人が承諾していることが必要です。申請者又は受領者が患者本人から委任を受けた代理人であることを医療機関が確認するにあたっては、委任状（法定代理人である場合には、それを証明する書類）や、代理人本人の身分証明書の確認を求めることが有用です。

診断書の発行の申請・受領についても、カルテの開示の場合と同様の方法により、患者の代理人による申請・受領が可能です。



(参考のみ続く)

(参考)

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

第三十二条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求（以下この条及び第五十三条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

○ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）

第十条 法第三十二条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 開示等の請求等の申出先

二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第十四条第一項及び第二十一条第三項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式

三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法

四 法第三十三条第一項の手数料の徴収方法

第十一条 法第三十二条第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第六百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

(医政局医事課)